

令和2年11月10日
清掃・リサイクル部
世田谷清掃事務所

自動車事故の発生について

1 事故の概要

- (1) 発生日時 令和2年10月5日(月)午前8時50分頃
(天気:曇り)
- (2) 発生場所 世田谷区松原四丁目37番先路上
- (3) 相手方 乙()
- (4) 事故内容 世田谷区(以下「甲」という。)世田谷清掃事務所の職員が運転する清掃車両が、現場へ向かうため西側から東側へ走行していた。徐行で交差点へ進入したところ、南側から北側へ乙(自転車)が直進し、甲車両右側ドア面に衝突した。
- (5) 損傷の程度 甲 人身:なし
物損:運転席右側ドア面に右下へ34cm、右上へ7cmの擦過痕。右前頭部ウインカーランプに6cm擦過痕。
- 乙 人身:左肩前方部に痛み、右掌に打撲、右膝にかすり傷
物損:ハンドルが少し曲がり、フロントチェーンが外れた。(共に修復済)

2 事後の対応

- (1) 乙が救急搬送を拒んだため、警察は物損事故として扱った。乙とは誠実かつ公正に示談交渉を行っている。
- (2) 本件事故を踏まえ、改めて職員に対し安全運転等の徹底を図るとともに、今後も事故防止に向けた職員への指導を継続して行っていく。

位置図



現場説明図

